

提案するにはどうしたらいいの？

- ・ 景観提案制度を提案できるのは、提案する地区や資産が存在している地区コミュニティ協議会のみです。自治会やNPO法人、まちづくり団体、個人の方が提案したい場合は、地区コミュニティ協議会に相談していただき、提案していただくことになります。
- ・ 地区コミュニティ協議会での合意の形成は、総会、役員会など形態は自由ですが、地元及び資産のある自治会への合意は必ず得てください。

提案までの流れ……

ステップ1

景観を守り、 高めたい思い

地域の誇りである景観を守り、
つくり、高めたい！PRしたい！
という小さなきっかけが大きな行
動へと変わります。

地域住民や、事業者などの関係
者と一緒に、景観についての理解
を深めましょう。

ステップ2

保存と活用のアイデア をまとめよう

景観に関する歴史や文化等
の特徴をまとめたり、保全、活
用していくアイデアをまとめま
しょう。提案制度の段階が進む
毎に、制限内容などを協議して
いただくこととなりますが、こ
の過程において多くの方に参加
していただくことが大切です。

ステップ3

提案しましょう

段階がまとまる毎に提案して
ください。提案していただいた
内容を景観審議会で審査し、市
長が指定します。

提案書作成のサポート体制は？？？

地域の景観を再認識し、地域住民の納得を得る過程においては、勉強会や研修会を行い、専門家の方から助言や指導をいただくことが必要な場合があります。本市では、次の制度による支援を行います。

景観アドバイザー制度

学識経験者や有資格者、まちづくりの実践について経験のある方を地区に派遣し、助言や指導をいただくことができます。

専門職員派遣制度

市職員を派遣し、各地区での景観づくりについての施策の紹介や、事例紹介などの助言をいたします。

景観整備機構

市から指定を受けた公益法人等の専門的な知識をもった専門家が、住民の合意に向けたコーディネーターや情報提供を行います。